

**新 旧 対 照 表**

第1 「租税特別措置法（株式等に係る譲渡所得等関係）の取扱いについて」（法令解釈通達）

（注）アンダーラインを付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;"><b>措置法第37条の10《株式等に係る譲渡所得等の課税の特例》 関係</b></p> <p><b>（株式等に係る譲渡所得等の総収入金額の収入すべき時期）</b></p> <p><b>37の10-1</b> 株式等に係る譲渡所得等の総収入金額の収入すべき時期は、次の区分ごとにそれぞれに掲げるところによる。</p> <p>(1) 次の<u>(2)から(7)以外</u>の場合                  ・ ・ ・ ・ ・</p> <p>(2) ・ ・ ・ ・ ・</p> <p>(3) <u>その有する株式（以下この項において「旧株」という。）につき、その旧株を発行した法人の行った株式交換による所得税法第57条の4第1項に規定する株式交換完全親法人に対する当該旧株の譲渡（同項の規定により当該旧株の譲渡がなかったものとみなされる場合を除く。）については、その契約において定めたその効力を生ずる日による。</u></p> <p>(4) <u>旧株につき、その旧株を発行した法人の行った株式移転による同条第2項に規定する株式移転完全親法人に対する当該旧株の譲渡（同項の規定により当該旧株の譲渡がなかったものとみなされる場合を除く。）については、当該株式移転完全親法人の設立登記の日による。</u></p> <p>(5) <u>同条第3項各号に掲げる有価証券を当該各号に定める事由により譲渡した場合（同項の規定により当該有価証券の譲渡がなかったものとみなされる場合を除く。）</u></p> <p>    <u>イ 取得請求権付株式に係る請求権の行使による当該取得請求権付株式の譲渡については、当該請求権の行使をした日による。</u></p> <p>    <u>ロ 取得条項付株式（取得条項付新株予約権及び取得条項付新株予約権が付された新株予約権付社債を含む。以下この項において同じ。）に係る取得事由の発生による当該取得条項付株式の譲渡については、当該取得事由が生じた日（当該取得条項付株式を発行する法人が当該取得事由の発生により当該取得条項付株式の一部を取得することとするときは、当該取得事由が生じた日と取得の対象となった株主等への当該株式を取得する旨の</u></p>	<p style="text-align: center;"><b>措置法第37条の10《株式等に係る譲渡所得等の課税の特例》 関係</b></p> <p><b>（株式等に係る譲渡所得等の総収入金額の収入すべき時期）</b></p> <p><b>37の10-1</b> 株式等に係る譲渡所得等の総収入金額の収入すべき時期は、次の区分ごとにそれぞれに掲げるところによる。</p> <p>(1) 次の<u>(2)から(4)以外</u>の場合                  ・ ・ ・ ・ ・</p> <p>(2) ・ ・ ・ ・ ・</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>通知又は公告の日から2週間を経過した日のいずれか遅い日</u>による。</p> <p>ハ <u>全部取得条項付種類株式に係る取得決議による当該全部取得条項付種類株式の譲渡については、当該取得決議において定めた会社が全部取得条項付種類株式を取得する日による。</u></p> <p>ニ <u>新株予約権付社債に付された新株予約権の行使による当該新株予約権付社債の譲渡については、当該新株予約権を行使した日による。</u></p> <p>(6) 措置法第37条の10第3項各号に規定する事由に基づき収入金額とみなされる場合</p> <p>イ <u>同項第1号に掲げる合併によるものについては、その契約において定めたその効力を生ずる日（新設合併の場合は、新設合併設立会社の設立登記の日）による。ただし、これらの日前に金銭等が交付される場合には、その交付の日による。</u></p> <p>ロ <u>同項第2号に掲げる分割によるものについては、その契約において定めたその効力を生ずる日（新設分割の場合は、新設分割設立会社の設立登記の日）による。ただし、これらの日前に金銭等が交付される場合には、その交付の日による。</u></p> <p>ハ <u>同項第3号に掲げる資本の払戻しによるものについては、その払戻しに係る剰余金の配当がその効力を生ずる日による。</u></p> <p>ニ <u>同項第3号に掲げる解散による残余財産の分配によるものについては、その分配開始の日による。ただし、その分配が数回に分割して行われる場合には、それぞれの分配開始の日による。</u></p> <p>ホ <u>同項第4号に掲げる自己の株式又は出資の取得によるものについては、その法人の取得の日による。</u></p> <p>ヘ <u>同項第5号に掲げる出資の消却、出資の払戻し、社員その他の出資者の退社若しくは脱退による持分の払戻し又は株式若しくは出資を法人が取得することなく消滅させるものについては、これらの事実があった日による。</u></p> <p>ト <u>同項第6号に掲げる組織変更によるものについては、組織変更計画において定めたその効力を生ずる日による。ただし、その効力を生ずる日前に金銭等が交付される場合には、その交付の日による。</u></p> <p>(7) . . . . .</p> <p><b>(雑損失の繰越控除及び所得控除の順序)</b></p> <p><b>37の10-4</b> その年の前年以前3年内の各年において生じた雑損失の金額の控除は、「租税特</p>	<p>(3) 措置法第37条の10第3項各号(同項第5号を除く。)に規定する事由に基づき収入金額とみなされる場合</p> <p>イ 合併によるものについては、<u>合併登記の日</u>による。ただし、<u>合併登記日前</u>に金銭等が交付される場合には、その交付の日による。</p> <p>ロ 分割によるものについては、<u>分割登記の日</u>による。ただし、<u>分割登記日前</u>に金銭等が交付される場合には、その交付の日による。</p> <p>ハ <u>資本若しくは出資の減少、株式の消却、退社又は脱退によるものについては、これらの事実があった日による。</u></p> <p>ニ 解散による残余財産の分配によるものについては、その分配開始の日による。ただし、その分配が数回に分割して行われる場合には、それぞれの分配開始の日による。</p> <p>(4) . . . . .</p> <p><b>(雑損失の繰越控除及び所得控除の順序)</b></p> <p><b>37の10-4</b> その年の前年以前3年内の各年において生じた雑損失の金額の控除は、「租税特</p>

改 正 後	改 正 前
<p>別措置法（山林所得・譲渡所得関係）の取扱いについて」（法令解釈通達）<u>31・32 共-4</u>によるのであるが、…………。</p> <p>(注) 1 ……………。 2 ……………。</p> <p><b>(信用取引等に係る譲渡益の計算)</b></p> <p><b>37の10-5</b> ……………。</p> <p>(1) ……………。 (2) ……………。 (3) ……………。 (4) ……………。</p> <p>(5) 買付けを行った者が証券業者から支払を受ける配当落調整額及び<u>権利処理価額</u>に相当する額は、買付けに係る上場株式等の取得価額から控除し、売付けを行った者が証券業者に支払う配当落調整額及び<u>権利処理価額</u>に相当する額は、上場株式等の譲渡に係る収入金額から控除する。</p> <p>(注) ……………、証券業者が売付けを行った者から徴収し又は買付けを行った者に支払う当該配当に相当する金額の額をいい、<u>権利処理価額</u>とは、信用取引等に係る株式につき、<u>株式分割</u>、<u>株式無償割当て</u>及び<u>会社分割</u>による株式を受ける権利、<u>新株予約権</u>又は<u>新株予約権の割当て</u>を受ける権利が付与された場合において、証券業者が売付けを行った者から徴収し又は買付けを行った者に支払う<u>これらの権利の価額</u>に相当する金額の額をいう。</p> <p><b>(二以上の種類の株式が発行されている場合の取得価額の計算)</b></p> <p><b>37の10-9</b> 株式等に係る譲渡所得等の金額の計算に当たり、<u>一の法人の二以上の種類の株式</u>を有する場合には、<u>各種類の株式の権利内容等</u>からみて、<u>各種類の株式がそれぞれ異なる価額</u>で取引が行われるものと認められるときには、<u>各種類の株式はそれぞれ異なる銘柄の株式</u>として、所得税法令第105条第1項《有価証券の評価の方法》の規定を適用するものとする。</p> <p><b>(付与された権利の行使等により取得した株式等の価額)</b></p> <p><b>37の10-9の2</b> 所得税法令第109条第1項第2号《有価証券の取得価額》に規定する<u>同令第</u></p>	<p>別措置法（山林所得・譲渡所得関係）の取扱いについて」（法令解釈通達）<u>31・32 共-6</u>によるのであるが、…………。</p> <p>(注) 1 ……………。 2 ……………。</p> <p><b>(信用取引等に係る譲渡益の計算)</b></p> <p><b>37の10-5</b> ……………。</p> <p>(1) ……………。 (2) ……………。 (3) ……………。 (4) ……………。</p> <p>(5) 買付けを行った者が証券業者から支払を受ける配当落調整額及び<u>引受権価額</u>に相当する額は、買付けに係る上場株式等の取得価額から控除し、売付けを行った者が証券業者に支払う配当落調整額及び<u>引受権価額</u>に相当する額は、上場株式等の譲渡に係る収入金額から控除する。</p> <p>(注) ……………、証券業者が売付けを行った者から徴収し又は買付けを行った者に支払う当該配当に相当する金額の額をいい、<u>引受権価額</u>とは、信用取引等に係る株式につき<u>新株の引受権</u>が付与された場合において、証券業者が売付けを行った者から徴収し又は買付けを行った者に支払う<u>当該引受権</u>に相当する金額の額をいう。</p> <p><b>(普通株式と種類株式が発行されている場合の取得価額の計算)</b></p> <p><b>37の10-9</b> 株式等に係る譲渡所得等の金額の計算に当たり、<u>法人の発行する普通株式と種類株式と</u>を有する場合には、<u>その種類株式の権利内容等</u>からみて、<u>当該種類株式が普通株式の価額と異なる価額</u>で取引が行われるものと認められるときには、<u>当該種類株式は普通株式と異なる銘柄の株式</u>として、所得税法令第105条第1項《有価証券の評価の方法》の規定を適用するものとする。</p> <p><b>(付与された権利の行使等により取得した株式等の価額)</b></p> <p><b>37の10-9の2</b> 所得税法令第109条第1項第2号《有価証券の取得価額》に規定する<u>権利の</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p>84 条各号に掲げる権利の行使により取得した株式等のその権利の行使の日(同条第 5 号《株式等を取得する権利の価額》に掲げる権利の行使により取得した株式等にあつては、当該権利に基づく払込み又は給付の期日(払込み又は給付の期間の定めがある場合には、当該払込み又は給付をした日) )における価額は、所基通 23～35 共一 9 により求めた価額とする。</p> <p>また、上場株式等償還特約付社債(措置法令第 25 条の 10 の 2 第 14 項第 12 号に規定する上場株式等償還特約付社債をいう。以下同じ。)の償還により取得した上場株式等の取得価額は、・・・・・・・・。</p> <p><b>(有価証券オプション取引による権利の行使又は義務の履行により取得した上場株式等の取得価額)</b></p> <p><b>37 の 10—9 の 3</b> 証券取引法第 2 条第 22 項に規定する有価証券オプション取引(以下「有価証券オプション取引」という。)による権利の行使又は義務の履行により取得した上場株式等の取得価額は、次の区分ごとにそれぞれに掲げるところによる。</p> <p>(1) ・・・・・・・・</p> <p>(2) ・・・・・・・・</p> <p><b>(株式等の購入費用)</b></p> <p><b>37 の 10—10</b> 所得税法令第 109 条第 1 項第 4 号に規定する「購入のために要した費用」とは、・・・・・・・・。</p> <p><b>(削除)</b></p> <p><b>(新株予約権の行使により取得した株式の取得価額)</b></p> <p><b>37 の 10—12</b> 新株予約権の行使により取得した株式(発行人から与えられた所得税法令第 84 条第 3 号又は第 4 号に掲げる新株予約権で同条の規定の適用を受けるものの行使により取</p>	<p>行使により取得した株式等のその権利の行使の日(同令第 84 条第 4 号《株式等を取得する権利の価額》に掲げる権利の行使により取得した株式等にあつては、当該権利に基づく払込みに係る期日)における価額は、所基通 23～35 共一 9 により求めた価額とする。</p> <p>また、上場株式等償還特約付社債(措置法令第 25 条の 10 の 2 第 14 項第 10 号に規定する上場株式等償還特約付社債をいう。以下同じ。)の償還により取得した上場株式等の取得価額は、・・・・・・・・。</p> <p><b>(有価証券オプション取引による権利の行使又は義務の履行により取得した上場株式等の取得価額)</b></p> <p><b>37 の 10—9 の 3</b> 証券取引法第 2 条第 21 項に規定する有価証券オプション取引(以下「有価証券オプション取引」という。)による権利の行使又は義務の履行により取得した上場株式等の取得価額は、次の区分ごとにそれぞれに掲げるところによる。</p> <p>(1) ・・・・・・・・</p> <p>(2) ・・・・・・・・</p> <p><b>(株式等の購入費用)</b></p> <p><b>37 の 10—10</b> 所得税法令第 109 条第 1 項第 3 号に規定する「購入のために要した費用」とは、・・・・・・・・。</p> <p><b>(新株の引受権を譲渡した場合の取得価額)</b></p> <p><b>37 の 10—11</b> 株主の地位に基づき割当てを受けた新株の引受権を譲渡した場合は、次の算式により計算した金額を当該譲渡の対価に係る取得価額とする。</p> $\left[ \frac{\left( \frac{\text{旧株 1 株当りの従前} + \text{新株 1 株当りの払込} \times \text{旧株 1 株当りの新株の取得価額}}{\text{金額}} \right) \times \text{割当数}}{1 + \text{旧株 1 株当りの新株割当数}} \right] - \frac{\text{新株 1 株当りの払込金額}}{\text{金額}} \times \frac{\text{譲渡した新株の引受権の数}}{\text{の数}}$ <p><b>(新株予約権の行使により取得した株式の取得価額)</b></p> <p><b>37 の 10—12</b> 新株予約権の行使により取得した株式(発行人から与えられた所得税法令第 84 条第 3 号に掲げる新株予約権で同条の規定の適用を受けるものの行使により取得したもの</p>

改 正 後	改 正 前
<p>得したものを除く。) 1株当たりの取得価額は、・・・・。</p> <p><b>(新株予約権付社債に係る新株予約権の行使により取得した株式の取得価額)</b></p> <p><b>37の10-13</b> 新株予約権付社債に係る新株予約権の内容として定められている新株予約権の行使に際して出資される財産の価額が当該新株予約権付社債の発行時の発行人の株式の価額を基礎として合理的に定められている場合における当該新株予約権の行使により取得した株式1株当たりの取得価額は、次に定める算式により計算した金額によるものとする。</p> $\frac{\text{株式1株につき払い込むべき金額} + \text{当該払込みに係る新株予約権付社債の当該行使直前の取得価額が当該払込みに係る新株予約権付社債の額面金額を超える場合のその超える部分の金額}}{\text{当該行使により取得した株式の数}}$ <p><b>(「取得をした日」の判定)</b></p> <p><b>37の10-19</b> ・・・・。</p> <p>(1) ・・・・。</p> <p>(2) 金銭の払込み又は財産の給付(以下「払込み等」という。)により取得した株式は、その払込み等の期日(払込み等の期間が定められている場合には払込み等を行った日)による。</p>	<p>を除く。) 1株当たりの取得価額は、・・・・。</p> <p><b>(新株予約権付社債に係る新株予約権の行使により取得した株式の取得価額)</b></p> <p><b>37の10-13</b> 新株予約権付社債につきその新株予約権の内容として定められている株式の発行価額が当該新株予約権付社債の発行時の発行人の株式の価額を基礎として合理的に定められている場合には、当該新株予約権の行使により取得した株式1株当たりの取得価額は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める算式により計算した金額によるものとする。</p> <p>(1) 金銭により払込みを行った場合</p> $\frac{\text{新株1株当たりの払込み金額} + \text{当該払込みに係る新株予約権付社債の当該行使直前の取得価額が当該払込みに係る新株予約権付社債の額面金額を超える場合のその超える部分の金額}}{\text{当該行使により取得した新株の数}}$ <p>(2) 新株予約権付社債の発行価額をもって払込みがあったものとされた場合</p> $\left[ \frac{\text{当該払込みに係る新株予約権付社債の額面金額} \times \text{当該新株予約権付社債に係る新株予約権の付与割合} - \text{当該行使に当たり端数処理のため交付を受ける金銭等の額}}{\text{}} \right] + \text{当該払込みに係る新株予約権付社債の当該行使直前の取得価額が当該払込みに係る新株予約権付社債の額面金額を超える場合のその超える部分の金額}$ <p style="text-align: center;">当該行使により取得した新株の数</p> <p><b>(「取得をした日」の判定)</b></p> <p><b>37の10-19</b> ・・・・。</p> <p>(1) ・・・・。</p> <p>(2) 払込みにより取得した株式は、その払込みの払込期日による。</p>

改正後	改正前
<p>(3) <u>新株予約権の行使（新株予約権付社債に係る新株予約権の行使を含む。）により取得した株式は、その新株予約権を行使した日による。</u></p> <p>(4) <u>株式の分割又は併合により取得した株式及び株主割当てにより取得（所得税法令第 111 条第 1 項に規定する旧株の数に応じて割り当てられた株式を取得した場合をいう。）した株式は、その取得の基因となった株式の「取得をした日」による。</u></p> <p>(5) <u>株式無償割当てにより取得した株式は、その取得の基因となった株式の「取得をした日」による。ただし、当該株式無償割当ての基因となった株式と異なる種類の株式が割り当てられた場合には、当該株式無償割当ての効力を生ずる日による。</u></p> <p>(6) <u>法人の合併又は法人の分割により取得した株式は、その取得の基因となった株式の「取得をした日」による。ただし、措置法第 37 条の 10 第 3 項第 1 号又は第 2 号の規定により、株式等に係る譲渡所得等の収入金額とみなされることとなる金額がある場合における法人の合併又は法人の分割により取得した株式は、その契約において定めたその効力を生ずる日（新設合併又は新設分割の場合は、新設合併設立会社又は新設分割設立会社の設立登記の日）による。</u></p> <p>(7) <u>組織変更により取得した株式は、その取得の基因となった出資の「取得をした日」による。ただし、措置法第 37 条の 10 第 3 項第 6 号の規定により、株式等に係る譲渡所得等の収入金額とみなされることとなる金額がある場合における組織変更により取得した株式は、組織変更において定めたその効力を生ずる日による。</u></p> <p>(8) <u>株式交換により取得した株式は、その契約において定めたその効力を生ずる日による。</u></p> <p>(9) <u>株式移転により取得した株式は、所得税法第 57 条の 4 第 2 項に規定する株式移転完全親法人の設立登記の日による。</u></p> <p>(10) <u>取得請求権付株式の請求権の行使の対価として交付された株式は、当該請求権の行使をした日による。</u></p> <p>(11) <u>取得条項付株式（取得条項付新株予約権及び取得条項付新株予約権が付された新株予約権付社債を含む。）の取得対価として交付された株式は、取得事由が生じた日（当該取得条項付株式を発行する法人が当該取得事由の発生により当該取得条項付株式の一部を取得することとするときは、当該取得事由が生じた日と取得の対象となった株主等への当該株式を取得する旨の通知又は公告の日から 2 週間を経過した日のいずれか遅い日）による。</u></p> <p>(12) <u>全部取得条項付種類株式の取得対価として交付された株式は、全部取得条項付種類株式に係る取得決議において定めた会社が全部取得条項付種類株式を取得する日による。</u></p> <p>(13) <u>・・・・・・・・</u></p>	<p>(3) <u>新株予約権の行使（新株予約権付社債に係る新株予約権の行使を含む。）により取得した株式は、その新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額を払い込んだ日による。</u></p> <p>(4) <u>株式の併合若しくは分割、増資、会社の合併又は会社の分割により取得した株式については、その取得の基因となった株式の「取得をした日」による。ただし、措置法第 37 条の 10 第 3 項の規定により株式等に係る譲渡所得等の収入金額とみなされるものを除く。</u></p> <p>(5) <u>株式交換又は株式移転により取得した株式については、当該交換又は移転の日による。</u></p> <p>(6) <u>・・・・・・・・</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p>(14) . . . . . (15) . . . . . (注) . . . . .</p> <p><b>(譲渡所得等に係る収入金額とみなす金額等—法人の合併の場合)</b>  <b>37の10-24</b> . . . . .            (1) . . . . .、被合併法人の株式(以下この項において「旧株」という。)についての譲渡所得等に係る収入金額とみなされる同項第1号に掲げる金額(所得税法第25条第1項《<u>配当等とみなす金額</u>》の規定に該当する部分の金額(以下37の10-27までにおいて「みなし配当額」という。)を除く。)及び当該収入金額から控除すべき取得価額は、. . . . .</p> <p style="padding-left: 40px;">また、当該合併により取得した合併法人の株式の取得価額は、所得税法令第109条第1項第5号の規定により、. . . . .</p> <p>(2) . . . . .</p> <p><b>(譲渡所得等に係る収入金額とみなす金額等—法人の分割の場合)</b>  <b>37の10-25</b> . . . . .            (1) . . . . .            (注) . . . . .            . . . . .、また、当該分割により取得した分割承継法人の株式の取得価額は、同令第109条第1項第5号の規定により、. . . . .</p> <p>(2) . . . . .</p> <p><b>(譲渡所得等に係る収入金額とみなす金額等—資本の払戻し等の場合)</b>  <b>37の10-26</b> 措置法第37条の10第3項第3号に規定する「<u>法人の資本の払戻し</u>」又は「法人の解散による残余財産の分配」(以下この項において「<u>資本の払戻し等</u>」という。)により金銭その他の資産(以下この項において「<u>金銭等</u>」という。)の交付を受けた場合のその有していた資本の払戻し等を行った法人の株式(以下この項において「旧株」という。)に係る譲渡所得等の収入金額とみなされる収入金額及び. . . . .</p>	<p>(7) . . . . . (8) . . . . . (注) . . . . .</p> <p><b>(譲渡所得等に係る収入金額とみなす金額等—法人の合併の場合)</b>  <b>37の10-24</b> . . . . .            (1) . . . . .、被合併法人の株式(以下この項において「旧株」という。)についての譲渡所得等に係る収入金額とみなされる同項第1号に掲げる金額(所得税法第25条第1項《<u>配当等の額とみなす金額</u>》の規定に該当する部分の金額(以下37の10-27までにおいて「みなし配当額」という。)を除く。)及び当該収入金額から控除すべき取得価額は、. . . . .</p> <p style="padding-left: 40px;">また、当該合併により取得した合併法人の株式の取得価額は、所得税法令第109条第1項第4号の規定により、. . . . .</p> <p>(2) . . . . .</p> <p><b>(譲渡所得等に係る収入金額とみなす金額等—法人の分割の場合)</b>  <b>37の10-25</b> . . . . .            (1) . . . . .            (注) . . . . .            . . . . .、また、当該分割により取得した分割承継法人の株式の取得価額は、同令第109条第1項第4号の規定により、. . . . .</p> <p>(2) . . . . .</p> <p><b>(譲渡所得等に係る収入金額とみなす金額等—払戻し等の場合)</b>  <b>37の10-26</b> 措置法第37条の10第3項第3号に規定する「<u>法人の資本若しくは出資の減少</u>」又は「法人の解散による残余財産の分配」(以下この項において「<u>払戻し等</u>」という。)により金銭その他の資産(以下この項において「<u>金銭等</u>」という。)の交付を受けた場合のその有していた払戻し等を行った法人の株式(以下この項において「旧株」という。)に係る譲渡所得等の収入金額とみなされる収入金額及び. . . . .</p>

改 正 後	改 正 前
<p>収入金額と みなされる 金額 = 資本の払戻し等により取得 した金銭等の価額の合計額 - みなし配当額</p> <p>.....</p> <p>(注) .....</p> <p style="text-align: center;"><u>その法人の資本の払戻しにより減少した資 本剰余金の額又はその法人の解散による残 余財産の分配により交付した金銭等の価額 の合計額</u></p> <p>純資産減 少割合 = <u>その法人の資産の 帳簿価額 - その法人の負債 (新株予約権に 係る義務を含 む。)の帳簿価額</u></p> <p>また、当該資本の払戻し等があった日以後における旧株 1 株当たりの取得価額は、同令 第 114 条第 1 項の規定により、.....。</p>	<p>収入金額と みなされる 金額 = 払戻し等により取得した金 銭等の価額の合計額</p> <p>.....</p> <p>(注) .....</p> <p style="text-align: center;"><u>その法人が払戻し等により交付した金銭 等の価額の合計額</u></p> <p>純資産減 少割合 = <u>その法人の資産 - その法人の負 の帳簿価額 債の帳簿価額</u></p> <p>また、当該払戻し等があった日以後における旧株 1 株当たりの取得価額は、同令第 114 条第 1 項の規定により、.....。</p>
<p><b>(譲渡所得等に係る収入金額とみなす金額等一口数に定めがない出資の払戻しの場合)</b></p>	
<p><b>37 の 10-26 の 2</b> 措置法第 37 条の 10 第 3 項第 5 号に規定する「法人の出資の払戻し」(以下 この項において「出資の払戻し」という。)により金銭その他の資産(以下この項において「金 銭等」という。)の交付を受けた場合において、その有していた法人の出資(口数に定めがな いものに限る。以下この項において「所有出資」という。)の払戻しに係る譲渡所得等の収入 金額とみなされる収入金額及び当該収入金額から控除すべき取得価額は、それぞれ次の算式 によって計算した金額となることに留意する。</p>	
<p>収入金額と みなされる 金額 = <u>出資の払戻しにより取得し た金銭等の価額の合計額</u> - <u>みなし配当額</u></p> <p>取得価額 = <u>所有出資の従前の取 得価額の合計額</u> × <u>出資の払戻しに 係る出資の金額 出資の払戻しの直前 の所有出資の金額</u></p>	
<p>また、当該所有出資 1 単位当たりの取得価額は、所得税法令第 114 条第 2 項の規定により、</p>	
	<p><b>(新 設)</b></p>

改正後

改正前

次の算式によって計算した金額となる。

$$\frac{\text{所有出資1単位当たりの取得価額}}{\text{所有出資1単位当たりの従前の取得価額}} = \left( \frac{\text{所有出資1単位当たりの従前の取得価額}}{\text{出資の払戻しに係る出資の金額}} \times \frac{\text{出資の払戻しの直前の所有出資の金額}}{\text{所有出資1単位当たりの従前の取得価額}} \right)$$

**(譲渡所得等に係る収入金額とみなす金額等—法人の組織変更の場合)**

**37の10-26の3** 措置法第37条の10第3項第6号の規定の適用に関しては、次の点に留意する。

- (1) 法人の組織変更に当たり、措置法第37条の10第3項の規定により、組織変更前の法人の株式又は出資(以下この項において「旧株」という。)についての譲渡所得等に係る収入金額とみなされる同項第6号に掲げる金額(みなし配当額を除く。)及び当該収入金額から控除すべき取得価額は、次の算式によって計算した金額となる。

$$\frac{\text{収入金額とみなされる金額}}{\text{金額}} = \frac{\text{法人の組織変更により交付を受けた組織変更をした法人の株式又は出資及びそれ以外の資産の価額の合計額}}{\text{みなし配当額}}$$

また、当該組織変更により取得した組織変更をした法人の株式又は出資(以下この項において「組織変更法人の株式」という。)の取得価額は、所得税法令第109条第1項第5号の規定により、取得のために通常要する価額となる。

- (2) 措置法第37条の10第3項の規定の適用がない場合における法人の組織変更により取得した組織変更法人の株式の1単位当たりの取得価額は、所得税法令第115条の規定により、次の算式によって計算した金額となる。

$$\frac{\text{取得した組織変更法人の株式1単位当たりの取得価額}}{\text{取得した組織変更法人の株式の数}} = \left( \left( \frac{\text{旧株1単位当たりの従前の取得価額}}{\text{旧株1単位当たりの組織変更法人の株式の取得費用}} + \frac{\text{旧株1単位当たりの組織変更法人の株式の取得費用}}{\text{旧株1単位当たりの組織変更法人の株式の取得費用}} \right) \times \frac{\text{旧株の数}}{\text{旧株の数}} \right) \div \frac{\text{取得した組織変更法人の株式の数}}{\text{取得した組織変更法人の株式の数}}$$

(新設)

改 正 後	改 正 前
<p><b>(法人が自己の株式又は出資を個人から取得する場合の所得税法第 59 条の適用)</b></p> <p><b>37 の 10-27</b> 法人がその株主等から措置法第 37 条の 10 第 3 項第 4 号の規定に該当する自己の株式又は出資の取得を行う場合において、……………。</p> <p>(1) 同号の規定に該当するかどうかの判定            法人が当該自己の株式又は出資を取得した時における当該自己の株式又は出資の価額(以下この項において「当該自己株式等の時価」という。)に対して、……………。</p> <p>(2) 同号の規定に該当する場合の株式等に係る譲渡所得等の収入金額とされる金額            当該自己株式等の時価に相当する金額から、みなし配当額に相当する金額を控除した金額による。</p> <p>(注) 「当該自己株式等の時価」は、所基通 59-6 により算定するものとする。</p> <p style="text-align: center;"><b>措置法第 37 条の 10 の 2 《特定管理株式が価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例》関係</b></p> <p><b>(株式等に係る譲渡所得等の課税の特例に関する取扱いの準用)</b></p> <p><b>37 の 10 の 2-1</b> ……、37 の 10-1 から 37 の 10-4 まで、37 の 10-10、37 の 10-19、37 の 10-24 から 37 の 10-26 の 3 まで及び 37 の 10-28 の取扱いを準用する。</p> <p style="text-align: center;"><b>措置法第 37 条の 11 の 2 《平成 13 年 9 月 30 日以前に取得した上場株式等の取得費の特例》関係</b></p> <p><b>(合併等による上場株式等の取得の基因となった株式等が上場株式等でない場合)</b></p> <p><b>37 の 11 の 2-1</b> ……、居住者等が措置法第 37 条の 11 の 2 第 2 項第 3 号に規定する合併、措置法令第 25 条の 10 第 4 項に規定する法人の分割又は同条第 5 項各号に規定する事由により取得した上場株式等は、……………、当該合併前から保有していた合併前の法人株式、当該法人の分割前から保有していた分割法人株式又は当該事由が生ずる前から保有していた株式が平成 13 年 10 月 1 日において上場株式等に該当していなかった場合には、当該合併、法人の分割又は当該事由により取得した上場株式等について同特例の適用はないことに留意する。</p>	<p><b>(法人が自己の株式を個人から取得する場合の所得税法第 59 条の適用)</b></p> <p><b>37 の 10-27</b> 法人がその株主等から措置法第 37 条の 10 第 3 項第 5 号の規定に該当する自己の株式の取得を行う場合において、……………。</p> <p>(1) 同号の規定に該当するかどうかの判定            法人が当該自己の株式を取得した時における当該自己の株式の価額(以下この項において「当該自己株式の時価」という。)に対して、……………。</p> <p>(2) 同号の規定に該当する場合の株式等に係る譲渡所得等の収入金額とされる金額            当該自己株式の時価に相当する金額から、みなし配当額に相当する金額を控除した金額による。</p> <p>(注) 「当該自己株式の時価」は、所基通 59-6 により算定するものとする。</p> <p style="text-align: center;"><b>措置法第 37 条の 10 の 2 《特定管理株式が価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例》関係</b></p> <p><b>(株式等に係る譲渡所得等の課税の特例に関する取扱いの準用)</b></p> <p><b>37 の 10 の 2-1</b> ……、37 の 10-1 から 37 の 10-4、37 の 10-10、37 の 10-19、37 の 10-24 から 37 の 10-26 及び 37 の 10-28 の取扱いを準用する。</p> <p style="text-align: center;"><b>措置法第 37 条の 11 の 2 《平成 13 年 9 月 30 日以前に取得した上場株式等の取得費の特例》関係</b></p> <p><b>(合併等による上場株式等の取得の基因となった株式等が上場株式等でない場合)</b></p> <p><b>37 の 11 の 2-1</b> ……、居住者等が措置法第 37 条の 11 の 2 第 2 項第 3 号に規定する合併、措置法令第 25 条の 10 第 4 項に規定する法人の分割又は同条第 5 項に規定する株式交換等により取得した上場株式等は、……………、当該合併前から保有していた合併前の法人株式、当該法人の分割前から保有していた分割法人株式又は当該株式交換等の前から保有していた特定子会社株式が平成 13 年 10 月 1 日において上場株式等に該当していなかった場合には、当該合併、法人の分割又は株式交換等により取得した上場株式等について同特例の適用はないことに留意する。</p>

改 正 後

改 正 前

(平成13年9月30日以前から引き続き所有していた上場株式等)

37の11の2-5 . . . . .。

- (1) . . . . .
- (2) . . . . .
- (3) . . . . .

(4) 措置法令第25条の10第5項各号に規定する「事由」により取得した上場株式等  
その事由により取得した上場株式等のその取得の基因となった上場株式等の取得の日

(権利落等があった場合の取扱い)

37の11の2-11 「上場株式等の取得費の特例」の適用がある上場株式等について、権利落  
又は配当落(以下この項において「権利落等」という。)があった場合において、平成13年  
10月1日が当該権利落等に係る株式の割当て若しくは無償交付又は配当金交付に係る基準日  
以前であるときであっても、. . . . .、当該権利落等については考慮しないことに留意する。

(株式等に係る譲渡所得等の課税の特例に関する取扱いの準用)

37の11の2-13 . . . . .、37の10-8、37の10-15及び37の10-24から37の10-26の3  
までの取扱いを準用する。

措置法第37条の11の3《特定口座内保管上場株式等の譲渡  
等に係る所得計算等の特例》関係

(貸付契約に基づいて返還された上場株式等の取得価額等)

37の11の3-3 措置法令第25条の10の2第14項第15号に規定する当該貸付契約に基づ  
き返還される上場株式等を、. . . . .。

(株式等に係る譲渡所得等の課税の特例に関する取扱い等の準用)

(平成13年9月30日以前から引き続き所有していた上場株式等)

37の11の2-5 . . . . .。

- (1) . . . . .
- (2) . . . . .
- (3) . . . . .

(4) 措置法令第25条の10第5項に規定する「株式交換等」により取得した上場株式等(特  
定親会社の株式)

その株式交換等により取得した特定親会社の株式のその取得の基因となった上場株式等  
(特定子会社株式)の取得の日

(新株権利落ち等があった場合の取扱い)

37の11の2-11 「上場株式等の取得費の特例」の適用がある上場株式等について、新株権  
利落ち等又は配当落ち(以下この項において「新株権利落ち等」という。)があった場合におい  
て、平成13年10月1日が当該新株権利落ち等に係る新株式の割当て若しくは無償交付又は  
配当金交付に係る基準日以前であるときであっても、. . . . .、当該新株権利落ち等につい  
ては考慮しないことに留意する。

(株式等に係る譲渡所得等の課税の特例に関する取扱いの準用)

37の11の2-13 . . . . .、37の10-8、37の10-15及び37の10-24から37の10-26ま  
での取扱いを準用する。

措置法第37条の11の3《特定口座内保管上場株式等の譲渡  
等に係る所得計算等の特例》関係

(貸付契約に基づいて返還された上場株式等の取得価額等)

37の11の3-3 措置法令第25条の10の2第14項第13号に規定する当該貸付契約に基づ  
き返還される上場株式等を、. . . . .。

(株式等に係る譲渡所得等の課税の特例に関する取扱い等の準用)

改 正 後	改 正 前																																																																																							
<p><b>37の11の3-6</b> ……、37の10-1から37の10-13まで、37の10-15、37の10-19、37の10-23から<u>37の10-26の3まで</u>、37の10-28及び37の11-1の取扱いを準用する。</p> <p style="text-align: center;"><b>措置法第37条の12の2《上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除》関係</b></p> <p>(特定株式に係る譲渡損失の金額もある場合の繰越控除)</p> <p><b>37の12の2-3</b> ……、同令第25条の12の2第8項から第10項までの規定により計算するが、……。</p> <p style="text-align: center;"><b>措置法第37条の13《特定中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除等》関係</b></p> <p>(払込みによる取得の後に株式の分割等があった場合の控除対象額の計算)</p> <p><b>37の13-3</b> ……、当該特定株式に係る同一銘柄株式につき分割、併合又は会社法(平成17年法律第86号)第185条に規定する株式無償割当て(当該株式無償割当てにより当該特定株式と同一の種類株式が割り当てられるものに限る。以下この項において同じ。)があった場合の措置法令第25条の12第2項に規定する控除対象額(以下37の13-5までにおいて「控除対象額」という。)の計算は、同条第3項から第6項の規定に基づき、次のように行う。</p> <p>《計算例》</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th colspan="6" style="text-align: left; padding-left: 5px;">【取得等の状況】</th> </tr> <tr> <th style="width: 10%;">取得等の時期</th> <th style="width: 10%;">事由</th> <th style="width: 10%;">株数(株)</th> <th style="width: 10%;">単価(円)</th> <th style="width: 10%;">払込金額(円)</th> <th style="width: 10%;">残株数(株)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>平成18年4月</td> <td>払込取得</td> <td>2,000株</td> <td>500円</td> <td>1,000,000円</td> <td>2,000株</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>平成18年5月</td> <td>譲渡</td> <td>1,000株</td> <td></td> <td></td> <td>1,000株</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>平成18年6月</td> <td>株式分割</td> <td>1,000株</td> <td></td> <td></td> <td>2,000株</td> </tr> <tr> <td>D</td> <td>平成18年9月</td> <td>払込取得</td> <td>1,000株</td> <td>500円</td> <td>500,000円</td> <td>3,000株</td> </tr> <tr> <td>E</td> <td>平成18年10月</td> <td>株式無償割当て</td> <td>1,500株</td> <td></td> <td></td> <td>4,500株</td> </tr> </tbody> </table>	【取得等の状況】						取得等の時期	事由	株数(株)	単価(円)	払込金額(円)	残株数(株)	A	平成18年4月	払込取得	2,000株	500円	1,000,000円	2,000株	B	平成18年5月	譲渡	1,000株			1,000株	C	平成18年6月	株式分割	1,000株			2,000株	D	平成18年9月	払込取得	1,000株	500円	500,000円	3,000株	E	平成18年10月	株式無償割当て	1,500株			4,500株	<p><b>37の11の3-6</b> ……、37の10-1から37の10-13、37の10-15、37の10-19、37の10-23から<u>37の10-26</u>、37の10-28及び37の11-1の取扱いを準用する。</p> <p style="text-align: center;"><b>措置法第37条の12の2《上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除》関係</b></p> <p>(特定株式に係る譲渡損失の金額もある場合の繰越控除)</p> <p><b>37の12の2-3</b> ……、同令第25条の12の2第7項から第9項までの規定により計算するが、……。</p> <p style="text-align: center;"><b>措置法第37条の13《特定中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除等》関係</b></p> <p>(払込みによる取得の後に分割又は併合があった場合の控除対象額の計算)</p> <p><b>37の13-3</b> ……、当該特定株式に係る同一銘柄株式につき分割又は併合があった場合の措置法令第25条の12第2項に規定する控除対象額(以下37の13-5までにおいて「控除対象額」という。)の計算は、同条第3項から第5項の規定に基づき、次のように行う。</p> <p>《計算例》</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th colspan="6" style="text-align: left; padding-left: 5px;">【取得等の状況】</th> </tr> <tr> <th style="width: 10%;">取得等の時期</th> <th style="width: 10%;">事由</th> <th style="width: 10%;">株数(株)</th> <th style="width: 10%;">単価(円)</th> <th style="width: 10%;">払込金額(円)</th> <th style="width: 10%;">残株数(株)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>平成15年4月</td> <td>払込取得</td> <td>2,000株</td> <td>500円</td> <td>1,000,000円</td> <td>2,000株</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>平成15年5月</td> <td>譲渡</td> <td>1,000株</td> <td></td> <td></td> <td>1,000株</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>平成15年6月</td> <td>株式分割</td> <td>1,000株</td> <td></td> <td></td> <td>2,000株</td> </tr> <tr> <td>D</td> <td>平成15年9月</td> <td>払込取得</td> <td>1,000株</td> <td>500円</td> <td>500,000円</td> <td>3,000株</td> </tr> </tbody> </table>	【取得等の状況】						取得等の時期	事由	株数(株)	単価(円)	払込金額(円)	残株数(株)	A	平成15年4月	払込取得	2,000株	500円	1,000,000円	2,000株	B	平成15年5月	譲渡	1,000株			1,000株	C	平成15年6月	株式分割	1,000株			2,000株	D	平成15年9月	払込取得	1,000株	500円	500,000円	3,000株
【取得等の状況】																																																																																								
取得等の時期	事由	株数(株)	単価(円)	払込金額(円)	残株数(株)																																																																																			
A	平成18年4月	払込取得	2,000株	500円	1,000,000円	2,000株																																																																																		
B	平成18年5月	譲渡	1,000株			1,000株																																																																																		
C	平成18年6月	株式分割	1,000株			2,000株																																																																																		
D	平成18年9月	払込取得	1,000株	500円	500,000円	3,000株																																																																																		
E	平成18年10月	株式無償割当て	1,500株			4,500株																																																																																		
【取得等の状況】																																																																																								
取得等の時期	事由	株数(株)	単価(円)	払込金額(円)	残株数(株)																																																																																			
A	平成15年4月	払込取得	2,000株	500円	1,000,000円	2,000株																																																																																		
B	平成15年5月	譲渡	1,000株			1,000株																																																																																		
C	平成15年6月	株式分割	1,000株			2,000株																																																																																		
D	平成15年9月	払込取得	1,000株	500円	500,000円	3,000株																																																																																		

改 正 後	改 正 前
<p>イ 払込みにより取得をした特定株式の取得に要した金額の合計額  <math>1,000,000円 (Aの取得) + 500,000円 (Dの取得) = 1,500,000円 \cdots \textcircled{1}</math></p> <p>ロ 払込みにより取得をした特定株式の数  <math>\{2,000株 (Aの取得) \times 2 (分割の比率) + 1,000株 (Dの取得)\} \times</math>  <math>\left[1 + \frac{1,500}{3,000}\right] (株式無償割当ての比率) = 7,500株 \cdots \textcircled{2}</math></p> <p>ハ 譲渡又は贈与をした同一銘柄株式の数  <math>1,000株 (Bの譲渡) \times 2 (分割の比率) \times</math>  <math>\left[1 + \frac{1,500}{3,000}\right] (株式無償割当ての比率) = 3,000株 \cdots \textcircled{3}</math></p> <p>ニ 控除対象特定株式数  <math>7,500株 (\textcircled{2}) - 3,000株 (\textcircled{3}) = 4,500株 \cdots \textcircled{4}</math></p> <p>ホ 控除対象額 (その年の株式等に係る譲渡所得等の金額が限度)  <math>(1,500,000円 (\textcircled{1}) \div 7,500株 (\textcircled{2})) \times 4,500株 (\textcircled{4}) = 900,000円</math>                      (注) . . . . .</p> <p><b>(適用年の翌年以後の取得価額の計算)</b>  <b>37の13-5</b> . . . . .、措置法令第25条の12第7項の規定により、次の算式により計算したところによる。                      . . . . .                      (注) . . . . .</p> <p><b>(廃 止)</b></p> <p><b>(廃 止)</b></p>	<p>イ 払込みにより取得をした特定株式の取得に要した金額の合計額  <math>1,000,000円 (Aの取得) + 500,000円 (Dの取得) = 1,500,000円 \cdots \textcircled{1}</math></p> <p>ロ 払込みにより取得をした特定株式の数  <math>2,000株 (Aの取得) \times 2 (分割の比率) + 1,000株 (Dの取得)</math>  <math>= 5,000株 \cdots \textcircled{2}</math></p> <p>ハ 譲渡又は贈与をした同一銘柄株式の数  <math>1,000株 (Bの譲渡) \times 2 (分割の比率) = 2,000株 \cdots \textcircled{3}</math></p> <p>ニ 控除対象特定株式数  <math>5,000株 (\textcircled{2}) - 2,000株 (\textcircled{3}) = 3,000株 \cdots \textcircled{4}</math></p> <p>ホ 控除対象額 (その年の株式等に係る譲渡所得等の金額が限度)  <math>(1,500,000円 (\textcircled{1}) \div 5,000株 (\textcircled{2})) \times 3,000株 (\textcircled{4}) = 900,000円</math>                      (注) . . . . .</p> <p><b>(適用年の翌年以後の取得価額の計算)</b>  <b>37の13-5</b> . . . . .、措置法令第25条の12第6項の規定により、次の算式により計算したところによる。                      . . . . .                      (注) . . . . .</p> <p><b>措置法第37条の14 《株式交換又は株式移転に係る課税の特例》関係</b></p> <p><b>(利益の配当として交付した金額がある場合の交付金銭等の取扱い)</b>  <b>37の14-1</b> 措置法第37条の14第1項に規定する特定子会社(以下次項までにおいて「特定子会社」という。)の株主である個人が同項に規定する株式交換等(以下次項までにおいて「株</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(廃 止)</p> <p>措置法第37条の14《特定上場株式等に係る譲渡所得等の非課税》関係</p> <p>(租税特別措置法等の一部を改正する法律附則第1条ただし書に規定する日)</p> <p><b>37の14-1</b> 措置法第37条の14第1項に規定する「租税特別措置法等の一部を改正する法律附則第1条ただし書に規定する日」とは、……………。</p> <p>(非課税とする特定上場株式等の選択と所得計算上の取得費)</p> <p><b>37の14-2</b> ……、措置法令第25条の13の2第4項の規定により取得期間内に取得をしたものとされる特定上場株式等(措置法第37条の14第1項に規定する特定上場株式等をいう。以下同じ。)の取得対価の額に基づいて行うこととなるが、……………。</p>	<p>式交換等」という。)により同項に規定する特定親会社(以下次項において「特定親会社」という。)から交付を受けた「金銭及び資産」(当該株式交換等により割当てを受けた新株を除く。)の額のうち、当該特定子会社の株主に対する利益の配当として交付された金額がある場合には、当該「金銭及び資産」の額は、当該利益の配当として交付された金額を控除して計算するものとする。</p> <p>(注) 当該利益の配当として交付された金額は、当該特定子会社の株主である個人の配当所得になるのであるから留意する。</p> <p><b>(株式交換等の際し1株未満の株式の譲渡代金を特定子会社の株主に交付した場合の取扱い)</b></p> <p><b>37の14-2</b> 措置法第37条の14第1項の規定を適用する場合において、特定親会社が、株式交換等の際し、特定子会社の株主に割り当てる新株に1株未満の株式が生じたためその1株未満の株式の合計数に相当する新株を他に譲渡し、その譲渡代金を1株未満の株式の当該特定子会社の株主に交付したときは、その1株未満の株式の当該特定子会社の株主に対してその1株未満の株式に相当する新株を割り当てたものとして取扱う。</p> <p>なお、この場合において当該特定子会社の株主であった個人に割り当てられた1株未満の株式に相当する新株については同条第2項の規定による取得価額の計算が行われ、その上で譲渡があったものとして措置法第37条の10、第37条の11、第37条の11の2、第37条の12又は第37条の12の2の規定が適用されるのであるから留意する。</p> <p>措置法第37条の14の2《特定上場株式等に係る譲渡所得等の非課税》関係</p> <p>(租税特別措置法等の一部を改正する法律附則第1条ただし書に規定する日)</p> <p><b>37の14の2-1</b> 措置法第37条の14の2第1項に規定する「租税特別措置法等の一部を改正する法律附則第1条ただし書に規定する日」とは、……………。</p> <p>(非課税とする特定上場株式等の選択と所得計算上の取得費)</p> <p><b>37の14の2-2</b> ……、措置法令第25条の13の2第4項の規定により取得期間内に取得をしたものとされる特定上場株式等(措置法第37条の14の2第1項に規定する特定上場株式等をいう。以下同じ。)の取得対価の額に基づいて行うこととなるが、……………。</p>

改 正 後	改 正 前
<p><b>(取得対価の額)</b></p> <p><b>37 の 14-3</b> 措置法第 37 条の 14 第 1 項に規定する「取得対価の額」とは、……………。</p> <p>(1) ……………。</p> <p>(2) ……………。</p> <p>(3) ……………。</p> <p>(4) ……………。</p> <p>イ ……………</p> <p>ロ ……………</p> <p><b>(購入の範囲)</b></p> <p><b>37 の 14-4</b> 措置法第 37 条の 14 第 1 項に規定する「購入」とは、……………。</p> <p><b>(払込みの範囲)</b></p> <p><b>37 の 14-5</b> 措置法第 37 条の 14 第 1 項に規定する「払込み」とは、……………、投資信託委託業者が自ら設定した特定株式投資信託又は特定不動産投資信託の受益証券の発行に係る募集に応じて行う払込み又は上場株式等の発行につき銀行又は信託会社はその<u>払い込まれるべき額の全部</u>の払込みを取り扱うこととされている場合の当該発行に係る払込みで、……………。</p> <p>(1) ……………</p> <p>(2) <u>会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律 (平成 17 年法律第 87 号) 第 64 条の規定による改正前の商法第 280 条ノ 2 の規定による新株の発行 (同条第 2 項の規定の適用を受ける場合に限る。)</u>がされた場合における当該発行に係る払込みによる上場株式等の取得</p> <p>(3) <u>株式と引換えに払い込むべき額が有利な金額</u>で上場株式等の発行がされた場合における当該発行に係る払込みによる上場株式等の取得</p> <p><b>(新株予約権付社債のその新株予約権の行使による取得の範囲)</b></p> <p><b>37 の 14-6</b> ……………。</p> <p><b>(非課税とする譲渡の選択)</b></p> <p><b>37 の 14-7</b> ……………。</p>	<p><b>(取得対価の額)</b></p> <p><b>37 の 14 の 2-3</b> 措置法第 37 条の 14 の 2 第 1 項に規定する「取得対価の額」とは、……………。</p> <p>(1) ……………。</p> <p>(2) ……………。</p> <p>(3) ……………。</p> <p>(4) ……………。</p> <p>イ ……………</p> <p>ロ ……………</p> <p><b>(購入の範囲)</b></p> <p><b>37 の 14 の 2-4</b> 措置法第 37 条の 14 の 2 第 1 項に規定する「購入」とは、……………。</p> <p><b>(払込みの範囲)</b></p> <p><b>37 の 14 の 2-5</b> 措置法第 37 条の 14 の 2 第 1 項に規定する「払込み」とは、……………、投資信託委託業者が自ら設定した特定株式投資信託又は特定不動産投資信託の受益証券の発行に係る募集に応じて行う払込み又は上場株式等の発行につき銀行又は信託会社はその<u>発行価額の全額</u>の払込みを取り扱うこととされている場合の当該発行に係る払込みで、……………。</p> <p>(1) ……………</p> <p>(2) 商法第 280 条ノ 2 の規定による新株の発行 (同条第 2 項の規定の適用を受ける場合に限る。)がされた場合における当該発行に係る払込みによる上場株式等の取得</p> <p>(3) <u>有利な発行価額</u>で上場株式等の発行がされた場合における当該発行に係る払込みによる上場株式等の取得</p> <p><b>(新株予約権付社債のその新株予約権の行使による取得の範囲)</b></p> <p><b>37 の 14 の 2-6</b> ……………。</p> <p><b>(非課税とする譲渡の選択)</b></p> <p><b>37 の 14 の 2-7</b> ……………。</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(1株に満たない株式等の非課税選択)</p> <p><b>37の14-8</b> . . . . .</p> <p>(1) . . . . .</p> <p>(2) . . . . .</p> <p>(譲渡損失の生じているものを非課税選択した場合の選択替え等)</p> <p><b>37の14-9</b> . . . . .</p> <p>(1) . . . . .</p> <p>(2) . . . . .</p> <p>(「特定上場株式等非課税適用選択申告書」を重ねて提出できる場合における追加選択)</p> <p><b>37の14-10</b> . . . . .、措置法令第25条の13の2第15項の規定により、「特定上場株式等非課税適用選択申告書」を重ねて提出することができるが、. . . . .</p> <p>(1) . . . . .</p> <p>(2) . . . . .</p> <p>(取得期間内に取得をした上場株式等の判定)</p> <p><b>37の14-11</b> . . . . .</p> <p>(1) . . . . .</p> <p>(2) <u>同条第5項第2号に規定する株式無償割当てにより取得した上場株式等</u> その株式無償割当てにより取得した上場株式等のその取得の基因となった株式等の取得の日</p> <p>(3) <u>同条第5項第3号に規定する「法人の合併」により取得した上場株式等(合併法人株式)</u> . . . . .</p> <p>(4) <u>同条第5項第4号に規定する「法人の分割」により取得した上場株式等(分割承継法人の株式)</u> . . . . .</p> <p>(5) <u>同条第5項第5号に規定する株式交換又は株式移転により取得した上場株式等(株式交換完全親法人又は株式移転完全親法人の株式)</u> その株式交換又は株式移転により取得した株式交換完全親法人又は株式移転完全親法人の株式のその取得の基因となった株式の取得の日</p>	<p>(1株に満たない株式等の非課税選択)</p> <p><b>37の14の2-8</b> . . . . .</p> <p>(1) . . . . .</p> <p>(2) . . . . .</p> <p>(譲渡損失の生じているものを非課税選択した場合の選択替え等)</p> <p><b>37の14の2-9</b> . . . . .</p> <p>(1) . . . . .</p> <p>(2) . . . . .</p> <p>(「特定上場株式等非課税適用選択申告書」を重ねて提出できる場合における追加選択)</p> <p><b>37の14の2-10</b> . . . . .、措置法令第25条の13の2第14項の規定により、「特定上場株式等非課税適用選択申告書」を重ねて提出することができるが、. . . . .</p> <p>(1) . . . . .</p> <p>(2) . . . . .</p> <p>(取得期間内に取得をした上場株式等の判定)</p> <p><b>37の14の2-11</b> . . . . .</p> <p>(1) . . . . .</p> <p>(2) <u>同条第5項第2号に規定する「法人の合併」により取得した上場株式等(合併法人株式)</u> . . . . .</p> <p>(3) <u>同条第5項第3号に規定する「法人の分割」により取得した上場株式等(分割承継法人の株式)</u> . . . . .</p> <p>(4) <u>同条第5項第4号に規定する株式交換等により取得した上場株式等(特定親会社の株式)</u> その株式交換等により取得した特定親会社の株式のその取得の基因となった特定子会社株式の取得の日</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(6) <u>同条第5項第6号に規定する取得事由の発生又は取得決議により取得した上場株式等その取得事由の発生又は取得決議により取得した株式のその取得の基因となった株式(取得条項付株式又は全部取得条項付種類株式)の取得の日</u></p> <p><b>(取得期間内に取得した者から相続等により取得した場合)</b>  <b>37の14-12</b> 「特定上場株式等に係る譲渡所得等の非課税」は、措置法第37条の14第1項に規定する取得をした者が同項に規定する譲渡をした場合に限り適用があるため、……………。</p> <p><b>(電子データにより交付された取得対価の額を証する書類)</b>  <b>37の14-13</b> 措置法第37条の14第2項に規定する「取得対価の額を証する書類」が、当該書類を交付する者から電子データにより交付を受けた場合には、……………。</p> <p><b>(取得対価の額を証する書類)</b>  <b>37の14-14</b> 措置法第37条の14第2項に規定する「取得対価の額を証する書類」の内容を一覧表で示すと別表のとおりとなる。</p> <p><b>(特定上場株式等に係る譲渡所得等の非課税の規定の適用を受けようとする者が死亡した場合)</b>  <b>37の14-15</b> ……、措置法令第25条の13の2第14項に規定する期限までに、その相続人が「特定上場株式等非課税適用選択申告書」を提出するのであるが……………。</p> <p><b>(株式等に係る譲渡所得等の課税の特例に関する取扱いの準用)</b>  <b>37の14-16</b> 措置法第37条の14の規定の適用に当たっては、……………。</p>	<p><b>(取得期間内に取得した者から相続等により取得した場合)</b>  <b>37の14の2-12</b> 「特定上場株式等に係る譲渡所得等の非課税」は、措置法第37条の14の2第1項に規定する取得をした者が同項に規定する譲渡をした場合に限り適用があるため、……………。</p> <p><b>(電子データにより交付された取得対価の額を証する書類)</b>  <b>37の14の2-13</b> 措置法第37条の14の2第2項に規定する「取得対価の額を証する書類」が、当該書類を交付する者から電子データにより交付を受けた場合には、……………。</p> <p><b>(取得対価の額を証する書類)</b>  <b>37の14の2-14</b> 措置法第37条の14の2第2項に規定する「取得対価の額を証する書類」の内容を一覧表で示すと別表のとおりとなる。</p> <p><b>(特定上場株式等に係る譲渡所得等の非課税の規定の適用を受けようとする者が死亡した場合)</b>  <b>37の14の2-15</b> ……、措置法令第25条の13の2第13項に規定する期限までに、その相続人が「特定上場株式等非課税適用選択申告書」を提出するのであるが……………。</p> <p><b>(株式等に係る譲渡所得等の課税の特例に関する取扱いの準用)</b>  <b>37の14の2-16</b> 措置法第37条の14の2の規定の適用に当たっては、……………。</p>

## 新 旧 対 照 表

第2 所得税基本通達（法令解釈通達）

（注）アンダーラインを付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;"><b>法第33条《譲渡所得》関係</b></p> <p><b>（有価証券の譲渡所得が短期譲渡所得に該当するかどうかの判定）</b></p> <p><b>33-6の4</b> ……この場合において、<u>株式の分割又は併合により取得した有価証券、株主割当てにより取得（令第111条第1項に規定する旧株の数に応じて割り当てられた株式を取得した場合及び同条第2項に規定する旧株を発行した法人の株式無償割当てにより割り当てられた株式を取得した場合をいう。）した有価証券及び法人の合併、法人の分割又は組織変更により取得した有価証券（措置法第37条の10第3項の規定により株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなされることとなる金額がある場合における法人の合併、法人の分割又は組織変更により取得した有価証券を除く。）の取得の日は、その取得の基因となった有価証券の取得の日とする。</u></p> <p>（注）<u>1 株式無償割当てのうち、旧株と異なる種類の株式の割当てを受けた場合の取得の日は、当該株式無償割当ての効力を生ずる日となることに留意する。</u></p> <p><u>2 当該譲渡した有価証券の取得費は、令第118条（譲渡所得の基因となる有価証券の取得費等）の規定により計算することに留意する。</u></p> <p style="text-align: center;"><b>法第57条の4《株式交換等に係る譲渡所得等の特例》関係</b></p> <p><b>（一株に満たない数の株式の競売等による代金が交付された場合の取扱い）</b></p> <p><b>57の4-1</b> <u>法第57条の4第1項及び第2項の規定を適用する場合において、同条第1項に規定する株式交換完全親法人又は同条第2項に規定する株式移転完全親法人が、同条第1項に規定する株式交換又は同条第2項に規定する株式移転に際し株主に対し交付しなければならない株式に一株に満たない端数が生じたため、会社法第234条第1項の規定等によりその端数の合計数に相当する株式の競売等をし、その競売等による代金が株主に交付されたときは、</u></p>	<p style="text-align: center;"><b>法第33条《譲渡所得》関係</b></p> <p><b>（有価証券の譲渡所得が短期譲渡所得に該当するかどうかの判定）</b></p> <p><b>33-6の4</b> ……この場合において、<u>増資、減資、会社の合併、会社の分割、株式の併合又は株式の分割により取得した有価証券（措置法第37条の10第3項の規定により株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなされるものを除く。）の取得の日は、その取得の基因となった有価証券の取得の日とする。</u></p> <p>（注）当該譲渡した有価証券の取得費は、令第118条（譲渡所得の基因となる有価証券の取得費等）の規定により計算することに留意する。</p> <p style="text-align: center;">（新 設）</p> <p style="text-align: center;">（新 設）</p>

改正後

改正前

その一株に満たない端数に相当する株式については、その一株に満たない端数に相当する株式の株主に対して当該株式交換完全親法人又は当該株式移転完全親法人の株式が交付されたものとして取り扱う。

なお、この場合において、その株主に交付された一株に満たない端数に相当する数の株式については令第167条の7の規定による取得価額の計算が行われ、その上で譲渡があったものとして措置法第37条の10、第37条の11、第37条の11の2、第37条の12、第37条の12の2又は第37条の14の規定が適用されることに留意する。

**(一)に満たない数の株式又は新株予約権の競売等による代金が交付された場合の取扱い)**

**57の4-2** 法第57条の4第3項(同項第1号及び第4号を除く。以下同じ。)の規定を適用する場合において、株式、新株予約権又は新株予約権付社債の発行会社が、同項に規定する事由により株主又は新株予約権者(以下この項において「株主等」という。)に対し交付しなければならない株式又は新株予約権(以下この項において「株式等」という。)に一に満たない端数が生じたため、会社法第234条第1項の規定等によりその端数の合計数に相当する株式等の競売等をし、その競売等による代金が株主等に交付されたときは、その一に満たない端数に相当する株式等については、その一に満たない端数に相当する株式等の株主等に対して当該発行会社の株式等が交付されたものとして取り扱う。

なお、この場合において、その株主等に交付された一に満たない端数の株式等については令第167条の7の規定による取得価額の計算が行われ、その上で譲渡があったものとして措置法第37条の10、第37条の11、第37条の11の2、第37条の12、第37条の12の2又は第37条の14の規定が適用されることに留意する。

(注) 法第57条の4第3項第1号に規定する取得請求権付株式に係る請求権の行使又は同項第4号に規定する新株予約権付社債に付された新株予約権の行使により、株式等の発行会社が、株主等に交付する株式の数に一株に満たない端数がある場合において、会社法第167条第3項又は第283条に規定する一株に満たない端数に相当する部分は、令第167条の7第5項の規定により法第57条の4第3項第1号又は第4号に規定する取得をする法人の株式に含まれることに留意する。

なお、この場合において、その株主等に交付された一株に満たない端数の株式については令第167条の7の規定による取得価額の計算が行われ、その上で譲渡があったものとして措置法第37条の10、第37条の11、第37条の11の2、第37条の12又は第37

(新 設)

改正後	改正前
<p>条の12の2の規定が適用されることに留意する。</p> <p><b>法第59条《贈与等の場合の譲渡所得等の特例》関係</b></p> <p><b>(株式等を贈与等した場合の「その時における価額」)</b></p> <p><b>59-6</b> 法第59条第1項の規定の適用に当たって、譲渡所得の基因となる資産が株式(株主又は投資主となる権利、株式の割当てを受ける権利、新株予約権及び新株予約権の割当てを受ける権利を含む。以下この項において同じ。)である場合の同項に規定する「その時における価額」とは、23~35 共-9 に準じて算定した価額による。この場合、23~35 共-9 の(4)ニに定める……………。</p> <p>(1) ……「同族株主」に該当するかどうかは、<u>株式</u>を譲渡又は贈与した個人の当該譲渡又は贈与直前の<u>議決権の数</u>により判定すること。</p> <p>(2) 当該株式の価額につき財産評価基本通達179の例により算定する場合(同通達189-3の(1)において同通達179に準じて算定する場合を含む。)において、<u>株式</u>を譲渡又は贈与した個人が当該株式の発行会社にとって同通達188の(2)に定める「<u>中心的な同族株主</u>」に該当するときは、……………。</p> <p>(3) ……。</p> <p>(4) ……。</p>	<p><b>法第59条《贈与等の場合の譲渡所得等の特例》関係</b></p> <p><b>(株式等を贈与等した場合の「その時における価額」)</b></p> <p><b>59-6</b> 法第59条第1項の規定の適用に当たって、譲渡所得の基因となる資産が株式(株式の引受けによる権利及び新株引受権を含む。以下この項において「<u>株式等</u>」という。)である場合の同項に規定する「その時における価額」とは、23~35 共-9 に準じて算定した価額による。この場合、23~35 共-9 の(5)ニに定める……………。</p> <p>(1) ……「同族株主」に該当するかどうかは、<u>株式等</u>を譲渡又は贈与した個人の当該譲渡又は贈与直前の<u>保有株式数</u>により判定すること。</p> <p>(2) 当該株式の価額につき財産評価基本通達179の例により算定する場合(同通達189-3の(1)において同通達179に準じて算定する場合を含む。)において、<u>株式等</u>を譲渡又は贈与した個人が当該株式の発行会社にとって同通達188の(2)に定める「<u>中心的な同族株主</u>」に該当するときは、……………。</p> <p>(3) ……。</p> <p>(4) ……。</p>

**新 旧 対 照 表**

第3 「租税特別措置法（山林所得・譲渡所得関係）の取扱いについて」（法令解釈通達）

（注）アンダーラインを付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;"><b>措置法第31の3条《居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例》関係</b></p> <p><b>（会社その他の法人）</b></p> <p><b>31の3-25</b> 措置法令第20条の3第1項第5号に規定する「<u>会社その他の法人</u>」には、例えば、出資持分の定めのある医療法人のようなものがある。</p> <p style="text-align: center;"><b>措置法第32条《短期譲渡所得の課税の特例》関係</b></p> <p><b>（募集株式の割当て等があった場合における譲渡株式数の割合）</b></p> <p><b>32-5</b> <u>募集株式の割当て等により株式の発行人の発行済株式等の総数又は総額に異動があった場合において</u>、措置法令第21条第4項第1号ロに規定する特殊関係株主等の譲渡した株式の数が当該発行済株式等の総数又は総額の5%以上又は15%以上に相当する数に当たるかどうかは、それぞれ当該株式を譲渡した時（当該譲渡した時が<u>募集株式の割当てに係る株式の割当ての基準となった日以後当該募集株式の割当てに係る株式の発行前であるときは、当該割当てに係る株式の発行直後</u>）における当該発行人の発行済株式等の総数又は総額のうち当該譲渡をした株式の数又は金額の占める割合を算出し、その算出した割合の合計により判定する。</p> <p><b>（その他これに準ずる関係にある者の範囲）</b></p> <p><b>32-6</b> ・・・・、会社以外の法人で法人税法施行令第4条第2項各号及び第4項《同族関係者の範囲》に規定する特殊の関係のある者が含まれる。したがって、例えば、株主の1人及びこれと同条に規定する特殊の関係のある個人又は法人が有する会社以外の法人の出資の金額が当該法人の<u>出資の総額</u>の50%超に相当する場合における当該会社以外の法人はこ</p>	<p style="text-align: center;"><b>措置法第31の3条《居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例》関係</b></p> <p><b>（会社以外の法人）</b></p> <p><b>31の3-25</b> 措置法令第20条の3第1項第5号に規定する「<u>会社以外の法人</u>」には、例えば、出資持分の定めのある医療法人のようなものがある。</p> <p style="text-align: center;"><b>措置法第32条《短期譲渡所得の課税の特例》関係</b></p> <p><b>（増資等があった場合における譲渡株式数の割合）</b></p> <p><b>32-5</b> <u>増資等により株式の発行人の発行済株式の総数に異動があった場合において</u>、措置法令第21条第4項第1号ロに規定する特殊関係株主等の譲渡した株式の数が当該発行済株式の総数の5%以上又は15%以上に相当する数に当たるかどうかは、それぞれ当該株式を譲渡した時（当該譲渡した時が<u>増資に係る新株の割当ての基準となった日以後当該増資に係る新株の発行前であるときは、当該新株の発行直後</u>）における当該発行人の発行済株式の総数のうちに当該譲渡をした株式の数の占める割合を算出し、その算出した割合の合計により判定する。</p> <p><b>（その他これに準ずる関係にある者の範囲）</b></p> <p><b>32-6</b> ・・・・、会社以外の法人で法人税法施行令第4条第2項各号及び第3項《同族関係者の範囲》に規定する特殊の関係のある者が含まれる。したがって、例えば、株主の1人及びこれと同条に規定する特殊の関係のある個人又は法人が有する会社以外の法人の出資の金額が当該法人の<u>出資金額</u>の50%超に相当する場合における当該会社以外の法人はこれ</p>

改 正 後	改 正 前
<p>れに該当する。</p> <p><b>措置法第39条《相続財産に係る譲渡所得の課税の特例》関係</b></p> <p><b>(同一銘柄の株式を譲渡した場合の適用関係)</b></p> <p><b>39-20</b> 譲渡所得の基因となる株式(株主又は投資主となる権利、株式の割当てを受ける権利、<u>新株予約権及び新株予約権の割当てを受ける権利</u>を含む。以下この項において同じ。)を相続等により取得した個人が、……………。</p>	<p>に該当する。</p> <p><b>措置法第39条《相続財産に係る譲渡所得の課税の特例》関係</b></p> <p><b>(同一銘柄の株式を譲渡した場合の適用関係)</b></p> <p><b>39-20</b> 譲渡所得の基因となる株式(株式の引受けによる権利、<u>新株の引受権及び新株予約権</u>を含む。以下この項において同じ。)を相続等により取得した個人が、……………。</p>